

(案)

横浜市内米軍施設に関する要望書

平成25年 月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

しかしながら、横浜市内には今なお約 470 ヘクタールという、大都市の中で最も多くの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

ついでには、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

平成 2 5 年 月 日

外務大臣	岸田文雄	様
財務大臣	麻生太郎	様
国土交通大臣	太田昭宏	様
防衛大臣	小野寺五典	様

横浜市会議長

佐藤 茂

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成 16 年 10 月に返還方針が合意されている施設・区域の返還
平成 16 年 10 月に、日米合同委員会において市内米軍施設 6 施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等を踏まえ、平成 17 年 12 月に小柴貯油施設、平成 21 年 5 月に富岡倉庫地区の返還が実現したものの、残る 4 施設については返還時期が明らかにされていない。

一方、深谷通信所においては、平成 21 年 10 月までに困障地区外のアンテナが撤去され、現在は常駐警備もされていない。

また、上瀬谷通信施設においては、平成 20 年 9 月までに全居住者が移転し、ジム、レストラン等の関連施設が閉鎖されている。

このような状況を踏まえ、返還方針が合意されている深谷通信所、上瀬谷通信施設、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の返還を速やかに実現すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

2 米軍施設周辺的生活環境の維持向上

(1) 上瀬谷通信施設における都市計画道路環状 4 号線整備に向けた協力

上瀬谷通信施設における都市計画道路環状 4 号線の整備については長年の懸案となっていたが、平成 23 年 8 月に、日米合同委員会において土地の一部を共同使用することが合意された。

当該地域は、周辺道路の混雑が激しいことから、市民生活の利便性向上のため、早期整備完了ができるよう引き続き協力すること。

(2) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、日常生活上の様々な制約を受けている。居住者の声を十分聴き、適切な対応に努めること。

(3) 災害等に対する協力と情報提供の徹底

災害や感染症等の発生に対して、本市の災害対策等への協力及び適切な情報提供に努めること。

(4) 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

安全で快適な市民生活の実現に向け安全対策の徹底を図ること。

3 民有地の所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（返還後の土地の原状回復の取扱など）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来たさないよう、適切な対応に努めること。

4 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、返還合意がされている深谷通信所や上瀬谷通信施設等における土壌、工作物等については、今後の利用の支障とならないよう実態を明らかにすること。さらに旧小柴貯油施設や旧富岡倉庫地区は、土壌汚染調査結果を踏まえて、引き続き、適切に対処すること。

5 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与等の措置を講じること。特に旧小柴貯油施設の具体的な処分手続においては、横浜市の意向を反映するよう十分協議を行うこと。

6 跡地利用に対する支援

跡地利用に当たり、防災や温暖化対策など、首都圏の環境再生に資するような国事業を実施すること。また、本市が実施する事業に対し、財政支援などを講じること。

7 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であることから、市民への説明責任を果たすためにも、適時・適切な情報提供に努めること。

II 米軍による環境問題等に関する要望

1 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。

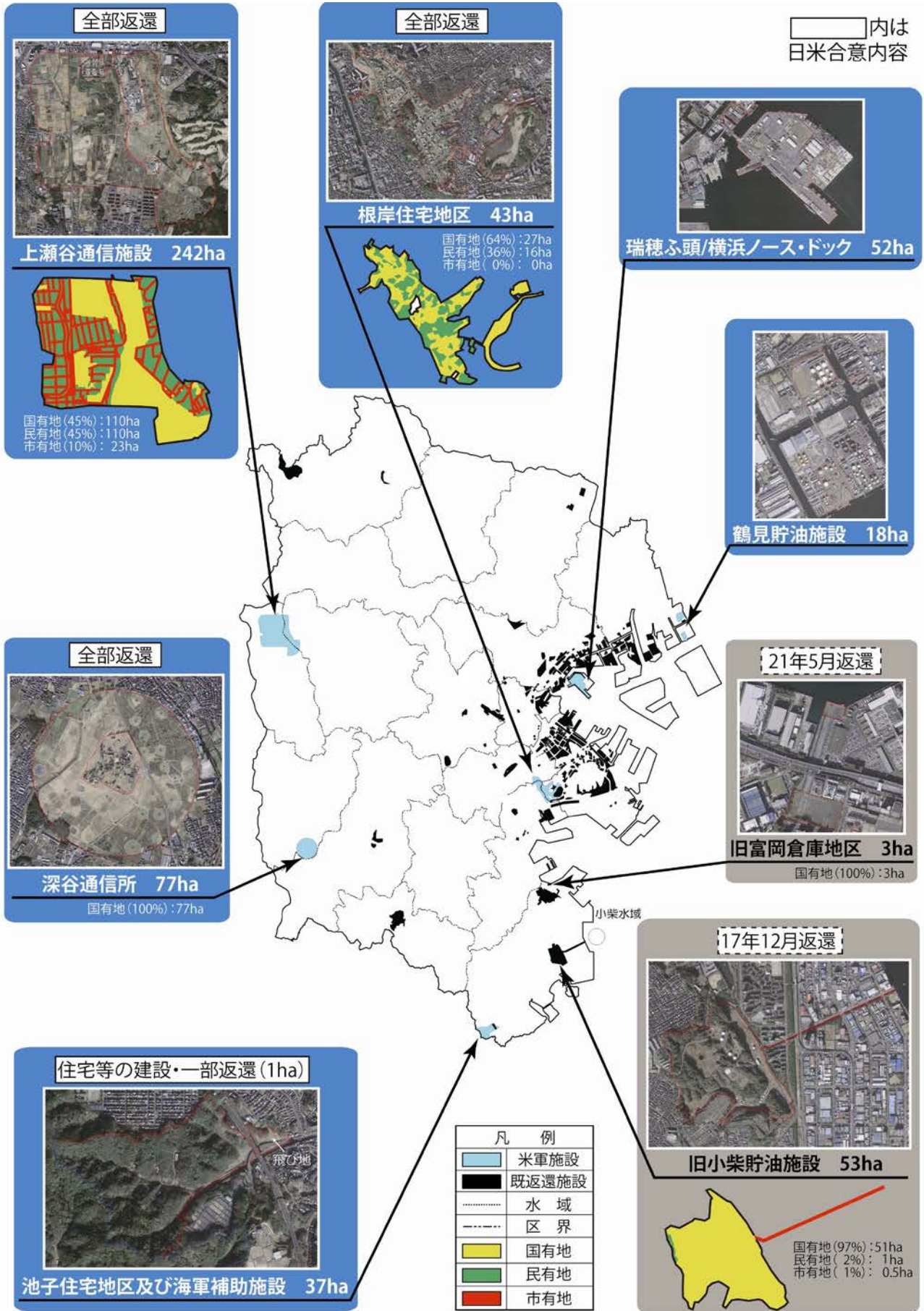
基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

また、日米地位協定の見直しが難しい場合は、環境に係る特別協定などにより、事実上改正と同様の効果を持つ対策を講じること。

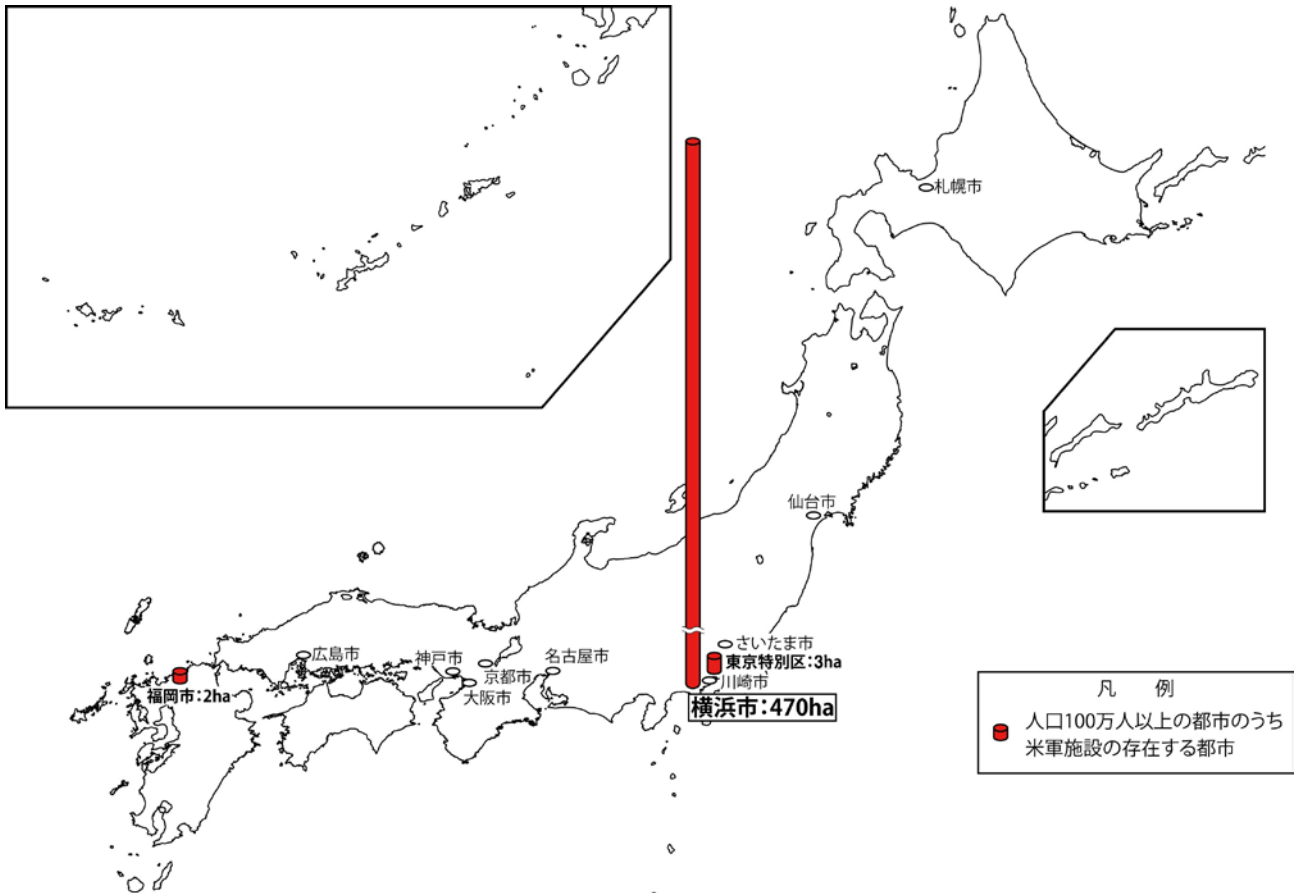
2 米軍人等に対する教育等の徹底

国内では依然として米軍人等による犯罪や迷惑行為が多発しており、平成 24 年度においては、横浜市内で 4 件もの悪質な事件等が発生している。市民生活に不安を与えないよう、教育・研修に努め、真に実効性のある対策を講じ、事件等の再発防止に努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

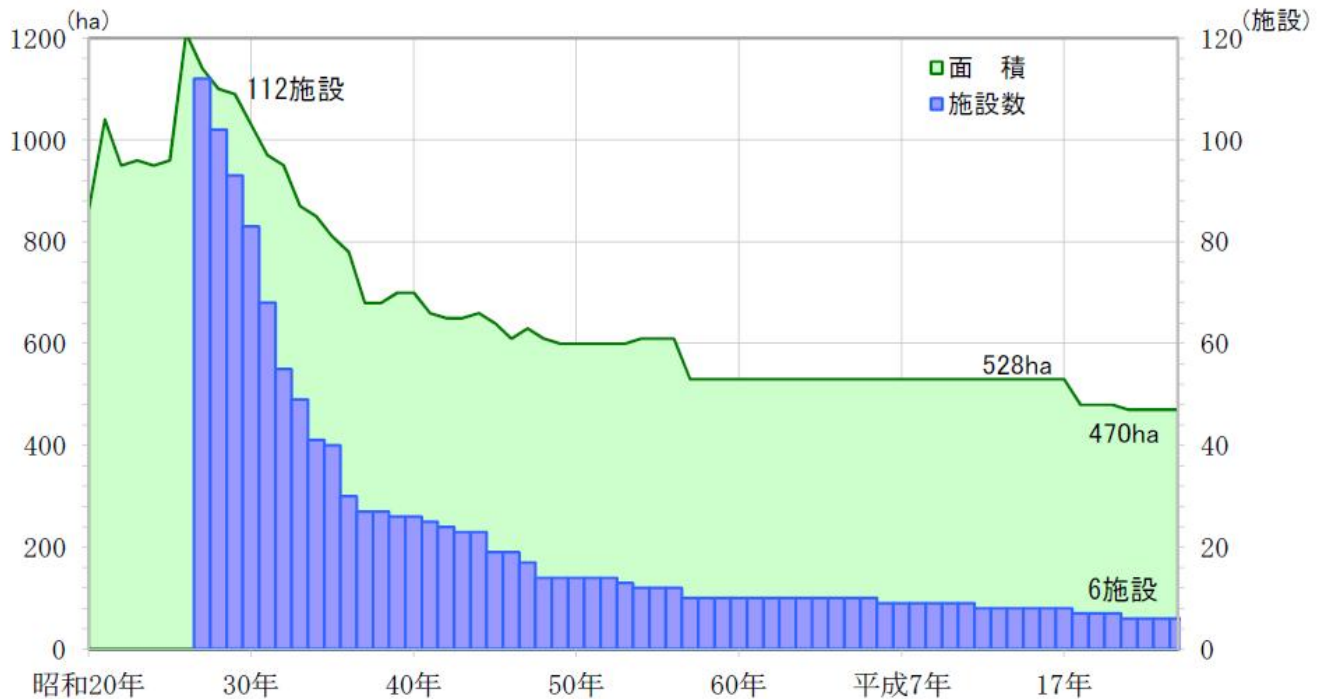
資料 1 横浜市内米軍施設位置図



資料 2 人口 100 万人以上の都市における米軍施設の立地状況



資料 3 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。

資料 4 民間土地所有者数

○根岸住宅地区 約 180 人 ○上瀬谷通信施設 約 250 人